情報の入手方法についてお聞きします。

問 21　あなたは、症状や障害のこと、自分が使えるサービスのことについて、どのように（どこで）情報を得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

1．区報や区のリーフレット
2．区のホームページ
3．障害者のしおり
4．相談支援事業所を通じて
5．障害者団体や当事者団体を通じて
6．医療機関を通じて
7．障害福祉課、高齢福祉課、福祉総合課（福祉のコンシェルジュ）、保健所、児童相談所などを通じて
8．福祉施設や地域活動支援センター等を通じて
9．福祉サービス事業者を通じて
10．家族や友人・知人を通じて
11．同じ病気や障害のある仲間を通じて
12．ボランティア・ＮＰＯ職員を通じて
13．区のホームページ以外のインターネット（ＳＮＳ等含む）を通じて
14．テレビやラジオ、新聞、雑誌などを通じて
15．その他
16．情報を入手する手段がない

福祉サービスについてお聞きします。

問 22　あなたは、福祉サービスを利用するときに困ったことがありましたか。（あてはまるものすべてに○）

1．必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった
2．利用資格や条件があわず、使いたいサービスが使えなかった
3．福祉サービスの支給量が少ない、支給期間が短い
4．どの事業者が良いのかわからない（事業者情報が不十分）
5．サービス等の利用計画をつくる手順や内容がわかりにくかった
6．利用方法、契約方法がわからなかった（わかりにくかった）
7．利用してトラブルがあった
8．費用負担があるため、利用しづらい
9．どんな福祉サービスがあるのか知らない
10．その他
11．特に困ったことはない

問 23　あなたは、以下の福祉サービスの中で利用したいサービスはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1．居宅介護・重度訪問介護（身体介護、家事援助、移動等）
2．訪問看護、重症心身障害者（児）在宅レスパイト
3．重度身体障害者等非常通報システム
4．短期入所
5．グループホーム（共同生活）
6．施設入所支援
7．地域移行支援、地域定着支援
8．自立生活援助
9．ガイドヘルパーによる移動支援や同行援護
10．介護タクシー利用補助券、福祉タクシー利用券・自動車燃料費の助成
11．入浴サービス
12．配食サービス
13．理美容サービス
14．手話通訳者の派遣
15．補装具・日常生活用具の利用
16．紙おむつの支給
17．一般就労に向けた支援（障害者就労支援センター、就労移行支援等）、就労定着支援及び就労継続支援
18．療養介護、生活介護、自立訓練等の利用
19．児童発達支援や放課後等デイサービスの利用
20．居宅訪問型児童発達支援
21．保育所等訪問支援
22．地域生活支援センター
23．地域生活支援拠点
24．発達支援拠点
25．その他
26．福祉サービスを必要としていない

福祉のまちづくりについてお聞きします。

問 24　あなたが外出する時に困ったり不便に感じたりすることは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

1．歩道、道路、出入口に段差がある
2．階段の昇降が困難である
3．エレベーターがない
4．路上に障害物がある
5．標識・標示の案内がわかりにくい
6．点字ブロック・盲人用信号がない
7．手すりがない
8．付き添ってくれる人がいない
9．移動の手段がない
10．「誰でもトイレ」が少ない
11．電車・バス・タクシー等の乗降が困難である
12．乗車券の購入・料金の支払いが困難である
13．自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい
14．障害があることや症状について理解されにくい
15．その他
16．特に困ったことはない

防災についてお聞きします。

問 25　あなたは、災害が起きたときに備えて準備しているものはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1．水や食料（医療食）
2．衣類やタオルなどの生活用品
3．薬や紙おむつなどの医療用品
4．杖や車いすなどの福祉用具
5．非常用発電機など必要な機器の動力
6．家具への転倒防止器具の取り付け
7．ヘルプカード・防災手帳
8．防災・救急医療情報キット
9．避難行動要支援者名簿に登録している
10．近隣の人等に手助けを頼んでいる
11．避難場所と避難の手段や手順をハザードマップなどで確認している
12．家族や親戚、支援者等との連絡方法や待ち合わせ場所などを確認している
13．通院先や主治医等の連絡先などの医療情報を確認している
14．避難訓練や防災訓練に参加している
15．その他
16．特に何もしていない

★避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法に基づき、災害が起こったときに、自力で避難することが困難な方の「名簿」を作成し、災害時の安否確認や避難支援を行います。一定の要件の方は自動で登録されるほか、希望により名簿に登録することも可能です。

問 26　あなたは、一人で避難所に避難できますか。（１つに○）

1．避難所の場所を知っており、一人で避難できる
2．避難所は知っているが、一人で避難できない
3．避難場所を知らない
4．その他

問 27　あなたは、災害発生時や避難所での生活で不安に思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

1．安否確認をしてくれるか
2．避難所までの移動
3．介助者・介護者がいない
4．自分に合った食事や必要な薬の入手
5．医療機器の充電や管理
6．避難先の設備（トイレや浴室、ベッドなど）が使えるか
7．災害発生の連絡や避難所での情報を伝えてくれる人がいるか
8．他の避難者が障害や症状について理解してくれるか
9．他の避難者に迷惑をかけてしまわないか
10．その他

相談についてお聞きします。

問 28　あなたは、生活の中で悩みや困ったことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1．教育・学習のこと
2．医療やリハビリのこと
3．経済的なこと
4．家族や家庭生活のこと
5．現在の援助（支援・介護）のこと
6．将来の援助（支援・介護）のこと
7．働くこと
8．趣味や生きがいを持つこと
9．かかりつけの病院や歯医者がないこと
10．交通機関のこと
11．住宅のこと
12．必要な情報を得ること
13．友達や相談相手を持つこと
14．地域の理解を得ること
15．結婚のこと
16．社会参加のこと
17．老後の生活
18．現在特に悩みはない
19．その他

※ご本人が回答できない場合は、できるかぎりご本人の立場に立って回答してください。

問 29　あなたは、生活していく上で、悩みや困ったことは誰に相談していますか。
（あてはまるものすべてに○）

1．家族・親戚
2．知人・友人・同じ病気や障害のある仲間
3．会社の人、学校の先生
4．病院（医師・ソーシャルワーカー・看護師など）
5．福祉施設や福祉サービス事業者、地域活動支援センターの職員
6．相談支援事業所の相談支援専門員
7．地域生活支援拠点や発達支援拠点の職員
8．障害福祉課、高齢福祉課、福祉総合課（福祉のコンシェルジュ）、保健所、児童相談所など
9．民生委員・児童委員
10．地域包括支援センター
11．社会福祉協議会
12．インターネット（ＳＮＳなどを含む）を通じて知り合った人、インターネットの相談サイトや掲示板
13．相談できるところがない
14．相談するところがわからない
15．その他

問 30　問 29 で回答した相談先に相談することで、悩みや困ったことは解決できていますか。
（１つに○）

1．解決できている
2．解決できない場合がある
3．わからない

権利擁護についてお聞きします。

問 31　あなたは、この３年間に虐待をされたと感じたことはありますか。（１つに○）

1．されたことがある　→ 問 31－Aにお進みください
2．されたことはない
3．わからない
→ 問 32 にお進みください

問 31－A　問 30 で、「1．されたことがある」と回答した方は、虐待をされたとき、誰またはどのようなところに相談しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1．家族
2．親戚
3．友人・知人
4．会社の人
5．保育園や幼稚園、学校などの教職員
6．障害福祉課、高齢福祉課、福祉総合課（福祉のコンシェルジュ）、保健所、児童相談所などの職員
7．民生委員・児童委員
8．社会福祉協議会（権利擁護センター）
9．相談支援事業所の相談支援専門員
10．福祉施設・地域活動支援センターの職員
11．福祉サービス事業者
12．地域生活支援拠点や発達障害支援拠点の職員
13．地域包括支援センター
14．障害者団体
15．医療関係者
16．その他
17．誰にも相談できなかった

問 32　あなたは、「障害者虐待防止センター」に相談や通報ができることを知っていますか。（１つに○）

1．知っている
2．知らない

問 33　あなたは、この３年間に差別をされたと感じたことはありますか。（１つに○）

１．されたことがある	問 33－Aにお進みください
２．されたことはない ３．わからない	問 34 にお進みください

問 33－Ａ　問 32 で、「１．されたことがある」と回答した方は、「どこで」、「誰から」、「どのような」差別を受けましたか。（あてはまるものすべてに○）

■どこで	１．家 ２．保育園や幼稚園・学校 ３．職場 ４．通所・入所施設 ５．お店 ６．塾や習い事 ７．公共施設 ８．医療施設 ９．交通機関 10．その他
■誰から	１．家族・親族 ２．友人・知人 ３．学校や施設の教職員 ４．勤務先の経営者・同僚 ５．店員等従業員 ６．ほかの客・利用者 ７．近隣の人 ８．知らない人 ９．その他
■どのようなこと	１．いやな気持ちになる発言・暴言 ２．入れてもらえない・対応してもらえない ３．手伝ってもらえない ４．後回し・別扱い ５．建物の設備などに配慮がない（段差がある、エレベーターがないなど） ６．情報保障がない ７．その他

問 33－B　問 33 で、「1．されたことがある」と回答した方は、差別をされたとき、誰またはどのようなところに相談しましたか。（あてはまるものすべてに○）

1．家族
2．親戚
3．友人・知人
4．会社の人
5．保育園や幼稚園、学校などの教職員
6．障害福祉課、高齢福祉課、福祉総合課（福祉のコンシェルジュ）、保健所、児童相談所などの職員
7．民生委員・児童委員
8．社会福祉協議会（権利擁護センター）
9．相談支援事業所の相談支援専門員
10．福祉施設・地域活動支援センターの職員
11．福祉サービス事業者
12．地域生活支援拠点や発達障害支援拠点の職員
13．地域包括支援センター
14．障害者団体
15．医療関係者
16．その他
17．誰にも相談できなかった

問 34　あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。（1つに○）

1．法律名も内容も知っている
2．法律名は知っているが、内容は知らない
3．法律名も内容も知らない

★障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）とは

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。（平成 28 年4月施行）

「障害者差別解消法」では、障害者に対する「不当な差別的取り扱い」が禁止されるとともに、「合理的配慮の提供」が求められます。

問 35　あなたは、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年 10 月 1 日施行）」を知っていますか。（1 つに○）

1．条例の名前も内容も知っている
2．条例の名前は知っているが、内容は知らない
3．名前も内容も知らない

★東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例とは

「障害者差別解消法」においては、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、東京都条例では、差別解消の取り組みを一層深めるため「義務」としています。

1．合理的配慮の提供
障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることをいいます。

2．紛争解決の仕組みの整備
相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。

3．広域支援相談員の設置
広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

問 36　障害や高齢化などにより、自分ひとりで判断することが難しい方の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。または、利用したいですか。（1 つに○）

1．成年後見制度をすでに利用している
2．どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい
3．どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない
4．どのような制度か知らない

★成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

具体的には、介護サービスや医療を受ける際の手続きの支援、預貯金の引き出しなど日常生活における金銭管理等の支援、財産管理の支援などがあります。

障害がある人のための取り組みについてお聞きします。

問 37　あなたは、障害のある方が、必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送るために、重要と思う取り組みは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1．相談支援や情報保障の充実
2．機能訓練や生活訓練の充実
3．日中活動の場である通所施設の整備
4．ホームヘルプサービスや訪問看護、重症心身障害者（児）在宅レスパイト、入浴サービスなどの在宅生活に必要なサービスの充実
5．短期入所の充実
6．日常生活に必要な移動支援や同行援護の充実
7．住宅情報の提供
8．障害者向け住宅の充実
9．グループホームなど地域での生活の場の整備
10．入所施設の整備
11．障害の早期発見・早期療育体制の充実
12．障害特性にあった適切な保育、教育の充実
13．企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備
14．ボランティア活動などの地域活動の促進
15．ユニバーサルデザインによる暮らしやすいまちづくりや利用しやすい交通機関等の整備
16．障害への理解を促進する教育や交流の促進
17．障害や病気に対する理解や障害者差別解消法の周知・啓発
18．人権を守る仕組みの充実
19．緊急時や災害時の対策促進
20．その他
21．特にない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご回答いただいたアンケート調査票は返信用の封筒（切手不要）に入れ、**１０月４日（金）**までにポストへ投函してください。

今回のアンケートについてのご意見等がございましたら、**目黒区健康福祉部障害福祉課障害施策推進係**あて、ファックスまたはＥメールにて送信ください。

■ファックス：３７１５－４４２４
■Ｅメール：shofuku07@city.meguro.tokyo.jp